

宮 監 公 表 第 3 8 号

令 和 2 年 1 0 月 8 日

宮 崎 市 監 査 委 員

河 野 ま つ 子

宮 崎 市 監 査 委 員

荒 木 敏

宮 崎 市 監 査 委 員

上 野 悦 男

宮 崎 市 監 査 委 員

嶋 田 喜 代 子



宮 崎 市 職 員 措 置 請 求 監 査 結 果 に つ い て

令 和 2 年 8 月 1 2 日 付 け で 提 出 さ れ た 地 方 自 治 法 第 2 4 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く
宮 崎 市 職 員 措 置 請 求 に つ い て 監 査 を 行 い、 監 査 結 果 を 別 添 の と お り 決 定 し た の で 同 条 第
5 項 に 基 づ き 公 表 し ま す。

宮崎市職員措置請求監査結果

地域経済循環創造事業交付金に係る調査及び
調査報告書の作成業務委託に係る住民監査請求

令和2年10月8日

宮崎市監査委員

第1 監査の請求

1 請求人

宮崎市

2 宮崎市職員措置請求書の提出日及び受理日

宮崎市職員措置請求書は、請求人が令和2年8月5日付け宮崎市職員監査請求書を同年8月7日に一度持ち帰り、同年8月12日に宮崎市職員措置請求書（補正）と併せて提出された。所定の要件を具備しているものと認め、令和2年8月12日付けで受理した。

3 請求の内容

(1) 宮崎市職員措置請求書及び補正（原文のまま）

宮崎市職員監査請求書（令和2年8月5日付け）

平成26年12月19日、XXXXXXXXXXとの宮崎市補助金交付契約の適法性及び契約締結以前において、総務省との産学官提携が前提条件であつたにも関わらず、それを行わず、その結果において、宮崎県食品開発センター等が関与するはずの契約上の法的義務を怠り、技術的アドバイスが欠けた状態であつた。それが事業成功の帰趨を産学官なしで頓挫し他用途決定ずけたことが客観的に証明できる。

宮崎市は国の会計検査院が複数回、産学官を含む修正、是正をもとめたにもかかわらず、自己に課せられていた産学官提携契約を違法に稚拙し、忌避した。

これは、「企業等不祥事に於ける第三者委員会ガイドラインの策定にあつて」日本弁護士連合会の規定（2010年12月17日改訂）に違反する。宮崎市民および宮崎市議会議員等に対しての調査への客観性への信頼において、疑念を払拭する義務をはたしていない。第三者委員会の報告書において、総務省との契約であつた産学提携「なし」でいいとは、全体説明が到底説明つくされていない。十分説明つくしたとは到底いえない。

従い、内外の人間をつかつた調査は必要であつたことをみとめるとしても特に8人の弁護士等に690万円つかつた費用は産学官提携が市長の職責にかかるものであるからして、市長に何ら判断ミスがなかつたという結論等は不当であり、正当化することはできない。第三者委員会の報告書はその意味でかかる判断につき著しく不公正である。弁護士等は重要事実を調査する義務がある。

地方自治法242条の2の規定「住民は地方公共団体の長あるいは、職員について、違法・不当な公金の支出、契約の締結などがあると認めるときは、証明文書を添えて監査委員にたいし、監査を求め違法・不当な行為を是正し、こうむつた損害を回復するための相手に対する必要な措置をとることを当事者に請求することができる。」とある。事実の調査において、業務上過失があつた。それを誰も指摘していないのが実態である。法令の調査義務（弁護士職務基本規定37条）等に違反した。証拠は総務省事実報告書は提携があつたと記載しているが事実関係はない。公文書不実記載であつた。

調査報告書69頁、民間事業者XXXXXXXXXXにたいする補助金の交付決定時点において、「交付対象事業の完了予定日についても、事業内容等についても、将来の計画であつて、その実現可能性は流動的であつた」と記載されているが、その民間事業者との契約以前において、前提条件はリスクと関係した産学官提携がなかつたことから同事業の実現可能性はなかつたことは、確定的であつた。よつて、上記報告書の記載内容は誤りであり、この点で瑕疵がある。市長の判断につき、産官学の

提携の認識がなく、前提条件なしで、「全く事実の基礎を欠き、社会通念に照らし著しく妥当性をかいた。」

弁護士職務規定 37 条 2 項「弁護士は事件の処理にあたり、必要かつ可能な事実関係の調査を行うように努める。」とされている。

第三者委員会の職務については、法的拘束力はないものの、日弁連が「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」を策定しており、本件についても宮崎市との委任契約において同ガイドラインに準拠するとの合意がなされていることから、同ガイドラインに反する調査、認定、評価が存した場合等に、宮崎市との委任契約の債務不履行となり、ひいては弁護士職務規定第 37 条 1 項、第 2 項及び弁護士法第 56 条第 1 項違反の問題となり、それが生じた。

第三者委員会が認定した、宮崎市長の契約がミスとまではいえない、成果の可能性次第とあるがリスクがあつたとしられていた関係上、確認する義務があつたというべきであり、流動的というあいまいことばで通用するとは評価できない。産官学をあえてとりあげない不作為は重要な前提条件であつたことをことさら無視している。重大な事実の誤認があつたというべきである。産学官提携は常識である。しかるに、容易に認識し得る事実を取上げてとりあげなかつたというべきである。

宮崎市職員措置請求書（補正）（令和 2 年 8 月 1 2 日付け）

第三者委員会（弁護士 3 名）に対する措置請求の要旨

請求の要旨

1. 事案の概要

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日の契約要件は事業の可能性の可視化である。契約締結準備段階の要件事実が 3 つある。

要件事実 1：申請申し込みの条件は事業性の難度において、酸化問題に困難性があり、現時点では事業不可能であること。要件事実 2：対応において、産学官連携があり、その場合において事業の可能性は流動的であること。要件事実 3：産学官連携の一つである、宮崎県食品開発センターとの連携が実現する必要があること。申請書に明示し、実施すること。設計完了の 1 1 月 7 日までに産学官の連携の効果をみることに暗黙の合意である。合意されたことが総務省に到達したこと。それが宮崎市の市長の意思表示であつた。この科学的アプローチが完全に消えうせた。実体は虚偽で覆い隠した。

平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日時点、準備段階における要件事実が充足したかどうかは、平成 2 7 年 3 月 3 1 日完了したとの虚偽実績事実であり、すべてカラクリである。議員の発言「補助金交付其の物の判断、正当性があるか」の質問に、当局は「判断そのものの正当性は第三者委員会で行われる予定であると答えた。」（議会議事録平成 年 月 日第 1 2 4 頁参照）

議員は「6 9 1 万 2 0 0 0 円の費用をかけて、調査をしているところ、市民の疑惑が払拭されるよう 真相究明に尽力し、市長の責任の所在を明らかにされたいという趣旨の質問をした。」ガイドラインは不祥事の背後にあるリスクを分析する必要があると述べている。リスクの分析を行っていない事実がある。ベストを尽くしていない。事実をより正確に多角的にとらえていない。交付決定は交付決定時点で すでに事業可能性が原始的に不可能であつた事実を隠している。それを適法であつたとの評価を第三者委員会は下している。それが争点である。

国要綱に事業計画の妥当性については、産学官連携が条件であること、その上で十分調査を行うこととある。交付要綱の第 4 ②地方公共団体は上記の目的に即した大学等、地域支援機構が連携し

て実施する事業に要する経費を交付する」と定義した。宮崎市補助金等交付規則4条「適当と認める事業」に交付するとある。第三者を含めて異議のない、誰もが認める事業とある。14条「虚偽その他不正な手段に補助金交付を受けたとき」とある。該当しないか。

第三者委員会との地域経済循環創造事業交付金に係る調査報告書の作成業務について、3名の弁護士等と委託契約を平成31年3月25日に宮崎市と締結した。令和元年8月7日付けで調査報告書を提出した。費用は691万2000円である。支払いは令和元年9月4日であった。一般市民に公表されたのはそれから一週間後である。日本弁護士連合会の規定（2010年12月17日改訂）の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインの策定にあたって」に準拠することを合意した。特に、「徹底した調査を実施した上、専門家としての知見と経験に基いて原因を分析し、すべてのステイクホルダー（市民も含む）のために調査を実施し、真相を明らかにし、市長の責任の所在を外部に公表するのが使命である。厳正な調査を実施する為の盾として本ガイドラインが活用されることが望まれた。市民を含む全体の意向を汲んで、本ガイドラインに準拠した調査が求められる」とある。特に産官学提携の申請がなされた後、その意思決定が添付資料に図表として表示された。宮崎県食品開発センターもその中に含まれる。その効果が設計が完了する平成26年11月7日までに現れることが期待された。ところが、平成26年10月ごろの予算策定過程の内部文書に産官学提携存在と明記された文書に市長決定とかがされた。産官学の認識があつたものとうかがえるが、顧問弁護士である、XXXXXXXXXXは申請人の訴状補正書（令和元年11月7日）1頁「宮崎県食品開発センターとの締結が実現できるとして総務省に確約したが役割分担をはたさなかつた。不履行を違法とせよ。」との主張に、令和元年12月18日の答弁書の4頁「宮崎県食品開発センターとの提携は義務でなかつた。」15頁「宮崎県食品開発センターとの提携は総務省にたいして確約した事実は一切存在せず」と全面的に、応募要項、国要綱、産官学連携そのものの取り組み自体の図表で表示した事実そのものが虚偽行為であると自白した。虚偽表示にもとずいた法律行為は無効である。申請時、図表を提出した事実は虚偽表示であると肯定している。歪んだ正義である。その不手際がとん挫を招いた。黒を白といつているに等しい。宮崎市の意思表示が産官学提携が存在し、実行されたとの実績報告書はまぎれもなく虚偽行為である。その証拠に産官学連携の不存在が事業の成功を妨げた。平成26年12月19日契約締結時にすでに、事業の原始的不能を明らかにした。酸化問題の放置で成功する見込みはなかつた。

補正の要旨は「誰がいつ、どのような財務会計上の行為が存在したか。その行為はどのような理由で違法又は不当と評価するのか。その結果、市及び市民にどのような損害が発生したのか。それに対し、どのような必要な措置をもとめるのか」である。

第三者委員会と称する弁護士3人との契約が日本弁護士連合会作成のガイドラインに準拠すると合意したことを前提に、契約を締結したが、市長の平成26年12月19日の契約の意思決定に関して、産官学提携の要件が考慮されておらず、重要な基礎的事実がかけていたにもかかわらず、適法であるとしたのは、ガイドラインの基準的レベルの点から債務契約不履行である。根拠のない仮説流動的可能性または独自の意見をのべて、流動的基礎的事実があつたかのように評価して仮装して市長の意思決定を評価した。法律要件の要素に瑕疵があつた。市長の帰責に関し、債務不履行が生じたと解する。平成30年12月12日作成の宮崎市議会の決議内容は「交付金募集に係る本市の対応から（平成26年9月5日）当該交付金の申請に至る過程、平成26年12月19日の意思決定過程」、「前後の事務の過程や責任の所在が明らかにされておらず、全容についてさらに調査を尽くす必要がある。」と決議したとある。

提携が義務であつたか、努力の範囲であつたかについて、法律「公共サービス基本法案」第6条、第7条、第8条、9条に準拠するから義務の範囲である。重要な事項判断につき、問題があるとされている事項につき、白または黒かの判断に、産学官連携が考慮されていない事実がどういう影響があるかを、組織のトップは全体をトータルで考えるのであるから、一般的認識に沿つたものでなくてはならない。現実はそうではなかつた。意思決定過程でリスクが確かに存在するとき、それがそんざいしないかのように意思決定されている状況がある。それに対し説明責任がなされていない。市民が納得する論理的説明ではない。流動的状況であつたと第三者委員会は説明しているが、具体的な説明も、根拠もないに等しい。このように、あいまいな表現で意思決定の過程を説明するのは、リスクが存在しない状況ではじめていえることで、不確実な事項につき、断定的判断を提供している行為である。第三者委員会の調査報告書について、上記のような理由で、その内容に瑕疵があり、同報告書の作成に携わつた3名の弁護士等は法令調査義務（弁護士職務既婚規定第37条等）に違反した。従い、第三者委員会の3人の弁護士等は市民に対し、回復しがたい知的財産プロパティを侵害した。

第2 前提となる事実

平成26年9月5日、および平成27年3月31日、産学官連携につき、虚偽表示が公文書の外形的事実として、審査庁となる総務省の審議会に添付資料及び実施計画書として存在すると書かれた。審査庁である総務省はそれを承認した。誤審した。事実誤認した。実績報告書の添付図書の中で図柄で表示し、実施したと内容虚偽の文書を作成したことを、これまでの全部の調査報告書にもすべてにおいておおい隠蔽した。したが、第三者委員会の事実調査も隠蔽されたままである。平成26年12月19日の補助金交付決定の市長の意思決定につき、市長は産学官連携の帰趨は考慮されていないことが窺える。リスクの認識の確認もしていない。適法であるためのその前提条件が考慮されていないとき、意思決定につき、考慮されるべきが義務であつたのであるからして、目的を達成するための基本的要素である酸化問題の解決策がないことを、無視することは許されない。社会通念に照らして著しく妥当性を欠いた、判断の裁量権の範囲の逸脱又は濫用したものと解するのが相当である。

第3 損害の特定

宮崎市は平成26年11月7日の設計行為が終了する前までに、産学官連携の効果である、プランニング機器を含むの導入及び設計変更を行う定められた義務の範囲内で、契約締結前の準備行為をする義務があつた。未解決問題を解決する、あと一步の段階でなければならなかつた。国の要綱で定められた条件であつた。それをカウントし、チエツクメイトするのが一般的認識に沿うものであつた。リスクの存在があることを知りながら、契約締結前に解決方策を定めて、初めて事業性の芽が出てくる。その確認を怠っている。事業の成功は報告書がいう流動的状況ではなく、確実な状況でなくてはならない条件であつた。この場合の裁量権の行使は恣意的行使である。最量権の踰越である。第三者委員会の報告書が述べている「将来のことであり、流動的状況であつたとの余地だあつた」の流動的という状況はすでに違法であり、確実な状況を把握して、初めて出発点といえる。「流動的」というあいまいな抽象的表現そのものが違法表現状態である。流動的という表現の意味は実体がない。流動的といい切めることは想定内の弊害である。事業不可能というべきところである。意味する内容が瑕疵内容である。事業性の判断基準は、確実性であり、流動的可能性は否定されなくてはならない。国要綱は、確実性の基準として、「あと一步」と表現し、限定した。第三者委員会は単なる意見を述べているもので、流動的事実を言っていない。

平成26年12月19日の状況はそれ以前の準備段階における要件事実①②③の前提要件が充足されて完了したとの報告、確認が存在しない。虚偽記載が存在した。信義則違反である。事実と反する説明や不十分な説明により、産学官連携なしの不実な契約は[]も総務省も望まなかつた契約である。産学官連携の恩恵なしの関係性は恩恵を受ける関係性の結果を受ける期待権の侵害である。事業がとんざした基本原因となつた。原因特定つき、他の要素をあげているが時系列的に事実と異なる。産学官提携につき、実態と申請内容との乖離がある。第三者委員会の報告書における市長の[]との契約に関し、適法であつたという評価自体は間違いである。産学官の提携事実の虚偽につき、何らの説明もないからである。

根拠のない事実をでっちあげて説明義務違反である。やむをえない客観的事情はない。宮崎市と市議会議員等および一般市民に対して実体が第三者という三人の弁護士といふ中立専門家が市民の信頼を裏切る行為であり、善意の「信頼利益」の毀損である。慰謝料として市及び市民および宮崎市議会議員等に法律上の知的損害を与えた対価として、第三者委員会の3人の弁護士等に対し宮崎市長は平成26年12月19日の意思決定が不適法であつたことを認めて事実の訂正をもとめると同時に金300万円の慰謝料損害賠償相当額を請求する措置を講じることを求める。宮崎市監査委員は第三者委員会の3人の弁護士等に対し、市長の平成26年12月19日の契約締結の意思決定につき、前提条件である、産学官提携がそれまでの相当な期間で実施していない事実から、問題点をしりながら、適法とした事実につき看過できない契約債務上の重大な過失があつた事実を監査検討すべきである。調査報告書に記載がない、産学官連携の重要内容が漏れている。それらの不作為の行為をもつて理由として、上記の措置を求めるものである。問題点の解決策の取り組みに宮崎県食品開発センターが産学官の「学。」としての役割をはたすことができなかつた点につき、宮崎市長は責任がある。義務であつたかの点であるが、当初、平成26年8月27日、[]は問題として、酸化問題が未解決であり、独力では困難であると公知したので必要性がたかかつた。宮崎県は産学官連携を提案したので当事者は合意された。合意は申請書に反映されて、関係図書に図柄で表示された。申請通り、産学官連携図画通りに円滑に、実施されたと報告書に書かれた。かかる偽りと不正な手続申請は、ゆるされる範囲を超えている。仮に宮崎市が引き受けていないときは宮崎県が引き受けていたことをかんがえるべきである。そうであれば、産学官提携は成就した。

要件事実1：リスクがある事業であること。そのまま酸化問題が解決しない場合、事業性が困難であることを[]は告示した。

要件事実2：宮崎市はそれを承知の上で、産学官提携を申請して、引き受けたこと。

要件事実3：産学官連携は平成26年11月7日までの設計完了までが相当な期間であつたこと。それがなされるべきところ、なされなかつたことは、宮崎市の重大な不作為の過失があること。以上の法律要件の3つの帰趨と効果の説明がないこと。これを欠いた宮崎市長の平成26年12月19日の補助金交付決定は必要条件を充足していないのであるから、妥当とはいえない。それを妥当であるとした第三者委員会の調査報告書はまちがいであるから法律的要素につき瑕疵がある。

(2) 請求の要旨

令和2年8月27日の陳述に先立ち、追加の証拠書類の提出を受け陳述を行った後、請求人に請求の要旨は以下のとおりであることを確認した。

宮崎市が平成31年3月25日に契約を締結した「地域経済循環創造事業交付金に係る調査及び調査報告書の作成業務委託」の調査報告書について、次のような違法な行為があつた。

ア 日弁連が企業不祥事における第三者委員会ガイドラインを策定しており、本件についても宮崎市との委任契約において同ガイドラインに準拠するとの合意がなされていることから、同ガイドラインに反する調査、認定、評価があった場合等は宮崎市との委任契約の債務不履行にあたるが、第三者委員会作成の調査報告書には国への申請書に記載してあった産学官連携について記載がない。このような瑕疵があるにもかかわらず、690万円を支払ったことから、契約の履行及び委託料の支出は関係法令に照らし、違法な行為であった。

イ 国への申請書に産学官連携について記載することを条件に国は交付を決定したことから、それを守る義務があった。平成26年12月19日の宮崎市補助金交付決定時において、産学官連携の要件が考慮されず、重要な基礎的事実が欠けたまま判断を行い、市長は補助金の交付を決定しているが、事業の成否は流動的状況ではなく、産学官連携をしないと実現できないことは確実な状況であったにもかかわらず、第三者委員会が作成した調査報告書は、「もっとも、確かに事後的な視点で見れば交付申請書の内容の実現可能性には疑問があったといえるものの、少なくとも交付決定時点においては、交付対象事業の完了予定日についても事業内容等についても、将来の計画であって、その実現可能性は流動的なものであったといえるから、それらの点をもって、市長の判断が全く事実の基礎を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであったということとはできない。(中略)、宮崎市補助金の交付申請書も総務省交付金の交付申請書もとなっていたことを鑑みると、書面以外の調査等を行っていなかったことをもって、市長の判断が全く事実の基礎を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであったということもできない。したがって、宮崎市補助金の交付決定は、交付決定時点において適法なものであったと評価できる」と記載しており瑕疵があった。

このことから、市長はこの調査報告書を取りまとめた第三者委員会の3人の弁護士に事実に基づき訂正を求めるとともに、慰謝料損害賠償相当額として300万円を請求するよう求めるものである。

なお、陳述の際に、令和2年8月12日付けの宮崎市職員措置請求書(補正)の文中に「3名の弁護士等」、「3人の弁護士等」とあり、表題にある「弁護士3名」と異なることから確認したところ、「3名の弁護士」であることを請求人に確認した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の要旨及び請求人の陳述を踏まえて、以下の2点を着眼点として監査することとした。

(1) 委託料支出の違法性について

平成26年度地域経済循環創造事業交付金に係る宮崎市の対応等に関する第三者委員会作成の調査報告書に産学官連携に関する記載がないにもかかわらず、委託料を支払った行為は地方自治法第242条第2項の適用となるか。適用となる場合、契約の履行及び委託料の支出は関係法令に照らし、違法な行為であったか。

(2) 第三者委員会が作成した調査報告書の正当性について

平成26年度地域経済循環創造事業交付金に係る宮崎市の対応等に関する第三者委員会が作成した調査報告書について、契約書どおり正当に作成されているか。また、市長は調査報告書を取りまとめた第三者委員会の3名の弁護士に事実に基づき訂正を求めるとともに、慰謝料損害賠償相当

額として300万円を請求するよう求めることができるか。

2 監査対象部局 宮崎市総務部人事課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与え、令和2年8月27日に請求人の陳述を聴取した。また、同日、追加証拠の提出があったので、受理した。

4 弁明書の要旨

当該監査にあたり、宮崎市長に請求人の請求内容について弁明を求め、下記のとおり回答があった。

請求人が主張する請求は、地域経済循環創造事業交付金に係る調査及び調査報告書の作成業務委託契約（以下、「本件委託契約」という。）について、その受託者である3名の弁護士（以下「本件受託者」という。）の債務不履行（契約違反）があることを前提として、本件受託者に対して履行の追完（調査報告書の訂正）と損害賠償を請求することを求める趣旨であると解される。

本件受託者によって作成され、提出された調査報告書は、本件委託契約によって定められた調査対象事項を全て網羅している。

したがって、本件受託者には、本件委託契約に関する債務不履行は存在しない。

また、本件委託契約の調査対象事項には、産官学の連携に関する調査は含まれていないことから、調査報告書に産官学の連携に関する記載がないことをもって、本件受託者の債務不履行を認定することはできない。

監査請求人は、産官学の連携に関する自論を展開し、縷々主張しているが、同人の主張内容は本件委託契約の内容とは無関係であり、本件受託者の債務不履行を理由づけるものではない。

本件委託契約について本件受託者の債務不履行は存在せず、それゆえ、宮崎市は本件受託者に対して、履行の追完（調査報告書の訂正）や損害賠償を請求する法的権利を有していない。

したがって、監査請求人の請求には理由がない。

5 監査の経過

年月日	経過
令和2年8月19日	第7回監査委員会議（臨時会） ・ 監査執行上の除斥の確認 ・ 請求の要旨 ・ 要件審査及び補正要否の確認、監査着手の決定 ・ 陳述の聴取 ・ 弁明書の提出の取扱い ・ 監査実施計画書の決定
令和2年8月21日	第8回監査委員会議（臨時会） ・ 宮崎市職員措置請求書の補正 ・ 陳述の聴取（聴取の流れ、聴取の内容）

令和2年8月27日	第9回監査委員会議（臨時会） ・請求人の陳述
令和2年9月7日	第10回監査委員会議（臨時会） ※台風のため書面開催 ・陳述内容の確認
令和2年9月18日	第12回監査委員会議（臨時会） ・市長から提出された弁明書の確認 ・弁護士への質問 ・監査結果（案）の検討
令和2年9月28日	第13回監査委員会議（臨時会） ・監査結果（案）の検討
令和2年10月5日	第14回監査委員会議（臨時会） ・監査結果（案）の検討
令和2年10月8日	第15回監査委員会議（臨時会） ・監査結果の決定

第3 事実

1 事実関係の確認

- (1) 第三者委員会による調査を行うこととなった経緯について
主に市議会の流れや、委託料に係る事務処理を以下にまとめる。

年月日	経緯
平成30年12月12日	<p>市議会において、議員提出議案「地域経済循環創造事業交付金の問題について第三者委員会による調査を求める決議案」が提案され、議決される</p> <p>（決議内容は以下のとおり）</p> <p>地域経済循環創造事業交付金の問題について第三者委員会による調査を求める決議</p> <p>平成26年度に本市が総務省から交付を受けた地域経済循環創造事業交付金については、平成30年11月の会計検査院の決算検査報告において、交付金対象の機械設備等が事業年度中に設置されておらず、また、市が施工業者に依頼して事業年度中に機械設備等が設置されたとする虚偽の実績報告書等を作成して提出したと指摘され、交付を受けた3,210万円全額が過大であったとされた。</p> <p>この問題について本市執行部は、庁内委員会を組織し、当該交付金事業の不適切な事務処理に関する調査結果報告書を提出しているが、今後さらなる再調査は行わないとしている。しかしながら、本市職員以外の者への事情聴取がなされていないなど、全体にわたった調査とは言いがたく、</p>

	<p>また責任の所在についても明らかにされていない。</p> <p>よって、本市執行部に対し、この問題の全容を明らかにするため、第三者委員会を速やかに設置し、調査を尽くすよう求める。</p> <p>以上、決議する。</p>
平成31年2月25日	第三者委員会を設置し調査するため当初予算及び3月補正予算が上程される
平成31年3月15日	第三者委員会の設置を含む当初予算及び3月補正予算が可決される
平成31年3月25日	地域経済循環創造事業交付金に係る調査及び調査報告書作成業務委託について、3名の弁護士との契約締結が行われる
平成31年4月19日	弁護士に1,728,000円(源泉徴収分を含む)を支払う
令和元年8月13日	第三者委員会による調査報告書が市のホームページに公表される
令和元年9月4日	弁護士に5,184,000円(源泉徴収分を含む)を支払う

(2) 地域経済循環創造事業交付金に係る調査及び調査報告書の作成業務委託について

ア 執行伺書(平成30年度債務負担行為)

概要は次のとおり。

- (ア) 起案日は「平成31年3月15日」、決裁日は「平成31年3月22日」と記載されていた。
- (イ) 執行伺額は「¥6,912,000」、うち消費税額は「¥512,000」、負担行為限度額は「¥1,728,000」で、また、議案時限度額は「¥5,184,000」と記載されていた。
- (ロ) 件名は、「地域経済循環創造事業交付金に係る調査及び調査報告書の作成業務委託」と記載されていた。
- (ハ) 場所は、「①宮崎市役所並びに受託者及び調査担当弁護士が通常執務を行う法律事務所 他」と記載されていた。
- (ニ) 概要は、「地域経済循環創造事業交付金調査に係る第三者委員会の設置に伴う委託費」と記載されていた。
- (ホ) 期間は、「平成31年3月25日から平成31年7月31日まで」と記載されていた。
- (ヘ) 支出区分は「通常払」と「前金払」で、支払回数は「2回払」と記載されていた。
- (セ) 業務区分は「一般委託」、契約方法は「随意契約」と記載されていた。
- (ゼ) 随契理由は、「本契約は、①虚偽報告の再調査②不適切な会計検査対応の再調査③民間事業者への返還請求の是非の3点について外部による再調査を行うこと目的とするものであり、前述の①～③の事実認定と当該事実に対する法解釈・評価を行うという高度な専門知識を要する内容である。したがって、弁護士でなければ本契約を遂行することができず、契約の性質上競争入札に適さないため、中立公正性を担保するため弁護士の選定については宮崎県弁護士会に依頼し、下記の3名の推薦をえた。」と記載されていた。

イ 契約締結伺・支出負担行為書

概要は次のとおり

- (7) 起案日は「平成31年3月25日」、決裁日は「平成31年3月25日」と記載されていた。
- (i) 支出負担行為額は、「¥1,728,000」と記載されていた。

ウ 委託契約書

概要は次のとおり

- (7) 市長（委託者）と3名の弁護士（受託者）との間で委託契約を締結すると記載されていた。
- (i) 委託業務の名称は、「地域経済循環創造事業交付金に係る調査及び調査報告書の作成業務」と記載されていた。
- (ii) 委託業務の場所は、「①宮崎市役所並びに受託者及び調査担当弁護士が通常執務を行う法律事務所 ②その他調査対象者から聞き取りを行う場所、調査対象物が存在する場所」と記載されていた。
- (e) 委託業務については、「本契約書及び第三者委員会委託業務仕様書に基づき委託業務を実施するものとする。」と記載されていた。
- (f) 調査担当弁護士は、「受託者は、委託業務の調査にあたっては、受託者が選任する調査担当弁護士に調査させることができる。2 受託者は別表記載のとおり調査担当弁護士5名を選任し、委託者はこれを承諾する。」と記載されていた。
- (g) 履行期間は、「平成31年3月25日から平成31年7月31日までとする。」と記載されていた。
- (h) 委託料は「6,912,000円」、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は「512,000円」と記載されていた。
- (i) 契約保証金は、「宮崎市財務規則第105条第1項第8号に基づき免除する。」と記載されていた。
- (j) 再委託等の禁止は、「受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」と記載されていた。
- (k) 委託業務の調査等は、「委託者は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況につき、調査をし、又は受託者に対して報告を求めることができる。ただし、調査の独立性、中立性及び公正性の保障の観点から、受託者の調査内容や報告書の内容に対する干渉とならないよう配慮しなければならない。」と記載されていた。
- (l) 業務内容の変更等は、「委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は、委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定める。」と記載されていた。
- (m) 履行期間の延長は、「受託者は、その責に帰することができない理由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができるものとし、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定める。」と記載されていた。
- (n) 損害の負担は、「委託業務の処理について発生した損害（第三者におよぼした損害を含む。）は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が委託者の責に帰する理由による場合は、この限りでない。」と記載されていた。
- (o) 業務完了報告書の提出は、「受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対し

て委託業務の完了報告書（以下「業務完了報告書」という。）を提出しなければならない。」と記載されていた。

- (ウ) 検査及び引渡しは、「委託者は、業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行うものとする。2 受託者は、完了検査終了後、遅滞なく当該委託業務に係る目的物（以下「目的物」という。）を委託者に引渡すものとする。」と記載されていた。
- (エ) 委託料の支払いは、「委託者は、受託者に対し、第4条に定める委託料を次のとおり分割して支払う。(1)金1,728,000円 平成31年4月30日限り。(2)金5,184,000円 受託者による調査報告書提出後、受託者の委託者に対する支払請求がなされた日から30日以内。」と記載されていた。
- (オ) この他に、「委託者の解除権及び違約金」、「秘密の保持」及び「個人情報の保護」などが記載されていた。
- (カ) 契約締結日は、「平成31年3月25日」と記載されていた。

エ 第三者委員会委託業務仕様書

次のとおり記載されていた。

第1 第三者委員会の委員及び事務局の構成

受託者は、弁護士3名で構成する第三者委員会、及び、調査担当弁護士5名で構成する第三者委員会事務局を組織し、委託業務を行うものとする。

第2 委託内容

- 1 受託者は、下記の事項についての調査を実施する。
 - (1) 総務省交付金の募集に係る宮崎市の対応、当該交付金の交付申請を行うことになった経緯、及び、宮崎市が当該交付金の交付申請を行うこととした意思決定の過程に関する事実関係の調査。
 - (2) 宮崎市国庫補助金事務処理状況調査庁内調査委員会による調査の体制、調査手法及び調査対象の適切性及び妥当性、並びに、同委員会作成に係る平成30年8月10日付調査報告書の内容の正当性及び信用性の検証。
 - (3) 会計検査院による総務省交付金に係る会計検査の過程における宮崎市職員による虚偽報告覚知の経緯、平成27年6月から同30年5月までの会計検査に対する宮崎市の対応の経過及び対応についての意思決定過程に関する事実関係の調査。
 - (4) 工業政策課作成に係る平成30年10月1日付「市職員による虚偽報告覚知の遅れと会計検査対応の問題点について」の作成体制、調査手法及び調査対象の適切性及び妥当性、並びに、同書面の内容の正当性及び信用性の検証。
 - (5) 宮崎市が[]に対して行った宮崎市補助金の平成26年12月19日付交付決定の適法性、並びに、上記(1)ないし(4)で判明した事実関係及び[]の補助事業の遂行状況等の諸般の事情を踏まえ、法的観点から見た宮崎市の同社に対する補助金交付決定の取消しの要否及び宮崎市補助金の返還請求の要否に関する調査。
- 2 受託者は、上記事項の調査結果について報告書を作成し、委託者に対して提出する。

第3 調査方法

- 1 独立性の確保

委託者は、受託者の独立性を保障し、調査の実施及び調査報告書の作成に関して干渉しないものとする。

2 調査への協力

委託者は、受託者の調査の実施について、関係資料の提供等必要な協力を行うものとする。

オ 平成31年度支出負担行為書（平成30年度債務負担行為）

概要は次のとおり

- (7) 起案日は「平成31年4月1日」、決裁日は「平成31年4月1日」と記載されていた。
- (4) 支出負担行為額は、「¥5,184,000」と記載されていた。

カ 平成30年度支出命令書

概要は次のとおり

支出命令書は2件あり、1件は1,551,576円、もう1件は176,424円の源泉徴収分であり、併せて合計1,728,000円の支出である。2件は、いずれも、以下のとおりであった。

- (7) 起案日は「平成31年4月11日」、決裁日は「平成31年4月12日」と記載されていた。
- (4) 支出命令額は、「¥1,551,576」と「¥176,424」と記載されていた。
- (5) 検収日は「平成31年3月25日」、支払予定日は「平成31年4月19日」と記載されていた。
- (2) 平成31年4月19日付けの会計課の「支払済」印が押されていた。

キ 変更協議書

概要は次のとおり

- (7) 変更内容は、「履行期限を1週間延長し、令和元年8月7日までとしたい。」と記載されていた。
- (4) 変更理由は、「民間事業者や市職員の聴取に時間を要したため」と記載されていた。
- (5) 変更協議書は令和元年7月22日に提出され、同日付けで承諾されていた。

ク 業務完了届

概要は次のとおり

- (7) 履行期間は、「平成31年3月25日から令和元年8月7日まで」と記載されていた。
- (4) 業務委託料は、「金6,912,000円」と記載されていた。
- (5) 完了期日は、「令和元年8月7日」と記載されており、同日に届出されていた。

ケ 平成26年度地域経済循環創造事業交付金に係る宮崎市の対応等に関する第三者委員会作成の調査報告書

報告内容については、請求人の主張に関係するものを主に下記のとおり記載する。

- (7) 「第1 調査の概要等」において、「第三者委員会設置の経緯」、「調査事項」、「当委員会の構成」、「日弁連ガイドラインへの準拠」、「調査期間」、「調査方法等」が記載されているが、請求の要旨で述べられている「日弁連ガイドラインへの準拠」について、以下に抜粋する。

当委員会は、2010年7月15日付日本弁護士連合会策定の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年12月17日改訂）」に準拠することとし、宮崎市との契約においても、当委員会の独立性が保障されることを合意し、当委員会による調査の独立性、中立性及び公正性を担保すべく、当委員会による調査内容や報告書の内容に対

して、宮崎市による干渉がないよう配慮を義務づける旨合意した上で調査を行った。

- (4) 「第6 調査事項(5)について」の「3 宮崎市補助金の平成26年12月19日付交付決定の適法性」において、「(2) 交付決定の適法性」が記載されているが、請求の要旨イで述べられている交付決定の適法性について、以下に抜粋する。

認定した事実によれば、民間事業者甲による宮崎市補助金の申請は、必要書類等の形式的な要件を満たし、その内容も、事業計画書において「食品加工残渣及び未利用農産物をフル活用することにより宮崎県農産物の高付加価値化を実現し農業産業の活性化を図る事業」という事業名称の下、補助事業の具体的内容として「県内の主要農産物である『ほうれん草』『にら』『トマト(ミディ、ミニを含む)』『有機にんじん』の規格外品と、冷凍野菜の加工過程で発生する食材の端材を活用した新たなチルド Dressing の製造を予定しており、本補助金を活用し、平成27年3月までに新製品専用の製造ラインを設置するものである。」と記載され、収支予算書においては補助金を充当する予定の本件機器の内訳が記載されている。また、宮崎市補助金の交付申請書が総務省交付金の交付申請書を前提として作成されており、総務省交付金の交付申請書の内容が相当程度具体的なものであったことは前記認定のとおりであって、両申請書の内容を合わせれば、宮崎市補助金の補助事業の内容である「新工場の整備と県内農産物を活用した新たなチルド Dressing の開発製造」が遂行されることで、宮崎県産農産物の高付加価値化が果たされ、公益に資する結果となるであろうことを相当程度具体的に窺うことができたというべきである。

この点、認定した事実によれば、宮崎市補助金は、交付対象事業の完了予定日を平成27年3月31日とされているところ、民間事業者甲の新工場建設の基本スケジュールとしては、民間事業者甲、施工業者乙間の業務請負契約において、遅くとも平成26年11月7日までは本件機器の設置時期を平成27年5月下旬とする基本スケジュールが作成されていたことなどから、客観的に見た場合、同年3月31日までの事業完了はそもそも不可能ではなかったのかが問題となり得る。

また、補助事業の内容についても、前記2(4)ウのとおり交付申請書は、その事業内容及び事業計画において具体的な裏付け、根拠に乏しく、実現可能性に疑問があるものと評価せざるを得ず、かつ、前記2(4)エのとおり、宮崎市によって、申請書の事業内容等についての具体的な根拠・裏付けや実現可能性について、書面上での確認以上に調査ないし審査が行われた形成は認められないところである。

もっとも、確かに事後的な視点で見れば交付申請書の内容の実現可能性には疑問があったといえるものの、少なくとも交付決定時点においては、交付対象事業の完了予定日についても事業内容等についても、将来の計画であって、その実現可能性は流動的なものであったといえるから、それらの点をもって、市長の判断が全く事実の基礎を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであったということとはできない。また、宮崎市において書面上での確認以上に調査ないし審査を十分には行っていない点是非難を免れ得ないところであるものの、総務省交付金の交付申請書の作成にあたっては、中小企業の補助金申請支援業務を担う中央会の職員方にコーディネーターを依頼しており、宮崎市補助金の交付申請書も総務省交付金の交付申請書がもととなっていたことを鑑みると、書面以外の調査等を行っていないことをもって、市長の判断が全く事実の基礎を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであったということもできない。

したがって、宮崎市補助金の交付決定は、交付決定時点において適法なものであったと評価できる（なお、交付決定後の事情による交付決定の適法性については、交付決定の取消事由が認められるか否かの問題に帰着することから、次項の宮崎市補助金交付決定の取消し及び返還請求の要否において検討する。）。

コ 委託業務検査命令書

概要は次のとおり

- (ア) 検査の目的は、「完了検査」と記載されていた。
- (イ) 検査期日は、「令和元年8月7日」と記載されていた。
- (ウ) 課長補佐が、令和元年8月7日に検査を命じられていた。

サ 業務完了検査調書

概要は次のとおり

- (ア) 完成期日、検査期日及び検収期日は、「令和元年8月7日」と記載されていた。
- (イ) 検査の種類は、「完了検査」と記載されていた。
- (ウ) 委託履行の良否は、「良」と記載されていた。
- (エ) 課長補佐が検査を行い、部長の決裁印が押されていた。

シ 成果物引渡申出書

概要は次のとおり

- (ア) 成果物は、令和元年8月7日に引渡されていた。

ス 平成31年度支出命令書

概要は次のとおり

支出命令書は2件あり、1件は4,654,720円、もう1件は529,280円の源泉徴収分であり、併せて合計5,184,000円の支出である。2件は、いずれも、以下のとおりであった。

- (ア) 起案日は「令和元年8月29日」、決裁日は「令和元年8月29日」と記載されていた。
- (イ) 支出命令額は、それぞれ「¥4,654,720」と「¥529,280」と記載されていた。
- (ウ) 検収日は「令和元年8月7日」、支払予定日は「令和元年9月4日」と記載されていた。
- (エ) 令和元年9月4日付けの会計課の「支払済」印が押されていた。

第4 判断

1 委託料支出の違法性について

請求の要旨アは、「日弁連が企業不祥事における第三者委員会ガイドラインを策定しており、本件についても宮崎市との委任契約において同ガイドラインに準拠するとの合意がなされていることから、同ガイドラインに反する調査、認定、評価があった場合等は宮崎市との委任契約の債務不履行にあたるが、第三者委員会作成の調査報告書には国への申請書に記載してあった産学官連携について記載がない。このような瑕疵があるにもかかわらず、690万円を支払ったことから、契約の履行及び委託料の支出は関係法令に照らし、違法な行為であった。」とあることから、まず、このガイドラインとはどのようなもので、当該委託契約における位置づけはどのようなものか以下に述べ、その後契約の履行としての検査及び委託料の支出について検討を進める。

- (1) 日本弁護士連合会策定「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（以下、「本ガイド

ライン」という。)とは

企業等において、不祥事が発生した場合、外部者を交えた委員会を設けて調査を依頼するケースがあり、そのような委員会のうち企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会を第三者委員会とっている。

本ガイドラインは、第三者委員会が設置される場合、弁護士がその主要なメンバーとなるのが通例であることから、第三者委員会の活動がより一層社会の期待に応え得るものとなるように、日本弁護士連合会が自主的なガイドラインとして2010年7月15日に策定(2010年12月17日改訂)したものであり、第三者委員会の基本原則及び指針が示されている。本ガイドラインにおいて、第三者委員会は、すべてのステークホルダーのために調査を実施し、その結果をステークホルダーに公表することで、最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的としている。また、本ガイドラインの性質として、「本ガイドラインは、第三者委員会の目的を達成するために必要と考えられる事項について、現時点におけるベスト・プラクティスを示したものであり、日本弁護士連合会の会員を拘束するものではない。」と記載されている。すなわち、本ガイドラインは第三者委員会があまねく遵守すべき規範を定めたものではなく、あくまでも現時点でのベスト・プラクティスを取りまとめたものとなっている。

(2) 本ガイドラインの当該委託契約における位置づけについて

ガイドラインとは、国や自治体、業界団体などが、その関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や基準となる目安などを示したもので、法的拘束力はないものと考えられる。

ただし、ガイドラインは、さまざまな分野・事項で取り決められており、こういう基準で具体的な運用をなささいという通達として発出されることもあれば、単に要望として出されることもあり、遵守すべき度合いもそれぞれのガイドラインにより異なる。

以上を踏まえて、本ガイドラインについて当該委託業務をみると、当該委託業務に関する契約書には、履行期間、委託料、検査及び引渡し、委託料の支払いなど、仕様書には、第三者委員会の委員及び事務局の構成、委託内容として5つの調査事項、調査方法として「独立性の確保」及び「調査への協力」が記載されているのみで、本ガイドラインについては記載されていない。一方、調査報告書には、本ガイドラインに準拠することとし、宮崎市との契約においても、第三者委員会の独立性が保障されることを合意し、第三者委員会による調査の独立性、中立性及び公正性を担保すべく、第三者委員会による調査内容や報告書の内容に対して、宮崎市による干渉がないよう配慮を義務づける旨合意した上で調査を行ったと記載されている。つまり、本ガイドラインは第三者委員会作成の調査報告書の中で、「日弁連ガイドラインへの準拠」として記載されているが、これは依頼企業等からの独立性を貫き断固たる姿勢をもって厳正な調査を実施するための「盾」として本ガイドラインを活用するため、第三者委員会がこれに準拠して報告書を作成したと考えられる。以上のように委託契約上、本ガイドラインに準拠するとは明記されておらず、財務会計上、契約違反とは言えない。

(3) 契約の履行としての検査について

財務会計上の委託業務執行についての概ねの流れは、執行伺書にて、当該委託業務について執行することの決裁を受け、契約を締結し、委託の完了を検査し、請求書に基づき支出するという手続

きである。当該委託業務の委託目的は、①虚偽報告の再調査②不適切な会計検査対応の再調査③民間事業者への返還請求の是非の3点について、外部による再調査を行い、事実認定と当該事実に対する法解釈・評価を行うことである。

今回、請求の要旨にある契約の履行については、地方自治法第234条の2第1項で、「契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。」とある。また、同施行令第167条の15第2項で、「検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行わなければならない。」と規定されている。

このようなことから、検査は、契約で定められた成果物又は役務を受託者が給付するにあたり、当該給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを契約書、仕様書等の関係書類に基づき確認するものであるといえる。

したがって、契約の履行を確認する際には、当該委託契約の内容である委託業務の仕様書を確認し、関係職員においてその履行状況を確認することとなる。

当該委託業務についてみると、委託業務検査命令書において、宮崎市財務規則第138条（検査）に基づき検査員が令和元年8月7日に指名されている。同日に検査が実施され、契約の内容に適合するか、仕様書どおりにできているかなどについて履行状況が確認されている。検査結果として、同第140条（検査調書の作成）に基づき作成された業務完了検査調書には委託履行の良否は「良」と記載されており、検査は適正に実施されている。

(4) 委託料の支出について

会計管理者は、支出命令を受けた場合は、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出することができない。しかし、支払い方法の特例の一つとして、前金払がある。この前金払は地方自治法第232条の5第2項、同施行令第163条により、債務者、債務金額ともに確定しているものについて、支払うべき事実の確定又は債務の履行期の到来以前において、債務金額の全部又は一部を支払うことをいう。

当該委託契約に伴う支出は、委託契約書第14条に基づき、平成31年4月19日に前金払として1,728,000円（源泉徴収分を含む）、令和元年9月4日に委託業務の完了に伴い5,184,000円（源泉徴収分を含む）を支払っている。このうち、平成31年4月19日に支払った前金払は、委託業務を着手するにあたり支払ったもので適正な支出であり、支払いの日から1年3か月以上を要して監査請求されている。これは、地方自治法第242条第2項の監査請求期間を経過しており、同項ただし書きの「正当な理由」が述べられていないことから要件を欠き、同条所定の要件に適合しているとは認められない。そのため、今回は、支払いの日から1年以内である令和元年9月4日の5,184,000円（源泉徴収分を含む）の支出についてのみ、委託料の支出が違法かどうか、検討する。

支出命令とは、地方公共団体の長が当該地方公共団体の歳出について、債務が確定した旨会計管理者に通知し、支出を求める行為である。

会計管理者は、独立した権限を持つ会計機関として出納に関する事務をつかさどるものであるが、支出行為は、会計管理者のみによって行使できるものではなく、地方公共団体の長の支出命令によって始めて行われるものである。

以上の観点から支出をみると、当該委託業務は、宮崎市議会において平成31年3月15日に予算の議決がなされ、同日、執行伺書が起案され、同22日に決裁されている。平成31年3月25日付けで3名の弁護士との間で契約が締結され、平成31年4月1日付け支出負担行為書（平成30年度債務負担行為）が起案・決裁されている。令和元年8月29日付け支出命令書が起案・決裁され、会計課において、宮崎市財務規則第62条（支出負担行為の確認）に従い、法令又は予算の目的に反していないか、債務が確定しているかなどについて審査を行い、令和元年9月4日に支払われていることから、支出は適正に執行されている。

以上のことから、契約の履行及び委託料の支出は適正に行われており、請求人が主張する690万円を支払ったことに違法性はない。

なお、請求の要旨アに述べられているような委託契約の債務不履行にあたるか否かについては、第三者委員会が作成した調査報告書の正当性が認められるか否かに帰着することから、次の「2 第三者委員会が作成した調査報告書の正当性について」において検討する。

2 第三者委員会が作成した調査報告書の正当性について

請求の要旨イは、「国への申請書に産学官連携について記載することを条件に国は交付を決定したことから、それを守る義務があった。平成26年12月19日の宮崎市補助金交付決定時において、産学官連携の要件が考慮されず、重要な基礎的事実が欠けたまま判断を行い、市長は補助金の交付を決定しているが、事業の成否は流動的状況ではなく、産学官連携をしないと実現できないことは確実な状況であったにもかかわらず、第三者委員会が作成した調査報告書は、「もっとも、確かに事後的な視点で見れば交付申請書の内容の実現可能性には疑問があったといえるものの、少なくとも交付決定時点においては、交付対象事業の完了予定日についても事業内容等についても、将来の計画であって、その実現可能性は流動的なものであったといえるから、それらの点をもって、市長の判断が全く事実の基礎を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであったということとはできない。（中略）。したがって、宮崎市補助金の交付決定は、交付決定時点において適法なものであったと評価できる。」と記載しており瑕疵があった。」である。

このように、請求人は、当該委託業務の契約の履行及び支出に関して違法であると主張しているが、その核心は、第三者委員会が作成した調査報告書の記載内容が違法、不当であるとし、その内容の当否を争うものであると言える。

請求人は、当該委託業務の契約の履行や支出に関して、自ら調べ知り得た知見をもとに、第三者委員会が作成した調査報告書の内容に誤りがあるとの異議を唱えるのみである。

しかしながら、「1 委託料支出の違法性について」でも述べたように、この調査報告書は、調査を行う上で「独立性の確保」及び「調査への協力」が図られた中で、当該委託業務に関する契約書や仕様書に基づき、5つの調査事項について弁護士の知見と経験を基に8名の弁護士が調査を行い、とりまとめたものであり、当該委託契約の目的に沿って作成されていると認められることから、正当なものである。請求人が主張するように、事業の実現可能性は流動的であったということに納得がいけないということや、産学官連携について記載をしていないからといって、調査報告書に瑕疵があったとまでは言えず、不当なものであるとは言えない。

以上のことから、「1 委託料支出の違法性について」で述べたように契約の履行及び支出は適法

である上、調査報告書は正当であることから、その内容について訂正を求めることはできない。

第5 監査の結果

請求の要旨アは、「日弁連が企業不祥事における第三者委員会ガイドラインを策定しており、本件についても宮崎市との委任契約において同ガイドラインに準拠するとの合意がなされていることから、同ガイドラインに反する調査、認定、評価があった場合等は宮崎市との委任契約の債務不履行にあたるが、第三者委員会作成の調査報告書には国への申請書に記載してあった産学官連携について記載がない。このような瑕疵があるにもかかわらず、690万円を支払ったことから、契約の履行及び委託料の支出は関係法令に照らし、違法な行為であった。」であるが、第4の判断でも述べたように、当該委託業務の契約の履行及び支出は適正に執行されており、請求人の主張は認められないことから、請求を棄却する。

また、請求の要旨イは、「国への申請書に産学官連携について記載することを条件に国は交付を決定したことから、それを守る義務があった。平成26年12月19日の宮崎市補助金交付決定時において、産学官連携の要件が考慮されず、重要な基礎的事実が欠けたまま判断を行い、市長は補助金の交付を決定しているが、事業の成否は流動的状況ではなく、産学官連携をしないと実現できないことは確実な状況であったにもかかわらず、第三者委員会が作成した調査報告書は、「もっとも、確かに事後的な視点で見れば交付申請書の内容の実現可能性には疑問があったといえるものの、少なくとも交付決定時点においては、交付対象事業の完了予定日についても事業内容等についても、将来の計画であって、その実現可能性は流動的なものであったといえるから、それらの点をもって、市長の判断が全く事実の基礎を欠き、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであったということはいえない。(中略)。したがって、宮崎市補助金の交付決定は、交付決定時点において適法なものであったと評価できる。」と記載しており瑕疵があった。このことから、市長はこの調査報告書を取りまとめた第三者委員会の3人の弁護士に事実に基づき訂正を求めるとともに、慰謝料損害賠償相当額として300万円を請求するよう求めるものである。」であるが、第4の判断でも述べたように、調査報告書は正当なものであり、その内容について訂正を求めることはできないことから、請求人の主張には理由がないものと認め、請求を棄却する。